

桐田委員の提出資料

平成 20 年 3 月 24 日

岩手県地域振興部 I T 推進課
総括課長 桐田教男

「共聴施設への対応、広報・相談体制の充実」に関する意見

1 地方財政措置（過疎債、辺地債等）の予算枠の拡充について

「辺地共聴施設整備事業」における地方財政措置（過疎債、辺地債等）は、現行の予算枠を活用するものであり、多数の共聴施設を抱える市町村では地方財政措置を活用した他の事業が実施できなくなる可能性がある。

このため、地上デジタル放送関連事業における地方財政措置について、「特別枠」の新設など制度の拡充が必要である。

2 「新たな難視」対策への支援措置について

「新たな難視」対策において、中継局整備に替え共同中継局（ギャップフィラー）や共聴施設により補完する場合には、中継局整備に対する 1/2 の国庫補助の支援制度が措置されず、経営体力の弱い地方放送事業者には大きな負担となり、ひいては地域住民が不利益を被る恐れがある。

このため、経営体力の弱い地方放送事業者が「新たな難視」対策を行う場合には、共同中継局や共聴施設の整備といった中継局整備以外の方法による場合にも国庫補助の対象とするべきである。

3 積極的な周知・広報活動について

国では、2008 年度中に新たに「地域相談・対策センター（仮称）」を設置し、視聴者への受信相談機能の充実・強化などを図るとしており、これまでも、TV CM による広報活動や、各種説明会の開催、パンフレットの配布、DPA によるキャラバン活動など多岐に亘る活動を展開してきているが、地デジ放送の視聴方法や新たな難視になる場合の対応などについて十分に周知されているとは言い難い。

このため、国・放送事業者は、これまで以上に、未だ地デジ電波を発射していないエリアや難視聴エリアの住民に対する、より積極的、効果的な周知・広報活動を展開していくべきである。

〔具体例〕

① プライムタイムの TV CM

最もテレビを視聴する時間帯に「アナログ停波」等の CM を繰り返し放映することにより、注意喚起を促す。

② キャラバン活動の充実

2007 年度に 22 都道府県 39 会場で開催した「“地デジ体感”全国キャラバン」について、2008 年度は、開催回数を増やすとともに、地上デジタル放送が始まっていない地域を重点地域として開催する。

③ 地デジパンフの全戸配布等

「いつから視聴できるのか？」「どうすれば視聴できるのか？」といった疑問を解消するため、地域の状況に応じたパンフレットを作成し、全戸に配布する。（上記①、②の補完手段としても有効）